

介護保険適用除外施設

- 指定障がい者支援施設（生活介護及び施設入所支援の支給決定を受けて入所している身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に限る。）
- 生活介護を行う障がい者支援施設（市町村による措置決定を受けて入所している身体障がい者及び知的障がい者に限る。）
- 児童福祉法に規定する医療型障がい児入所施設
- 児童福祉法に規定する内閣総理大臣が指定する医療機関
- 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の規定による施設
- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する国立ハンセン病療養所等
- 生活保護法に規定する救護施設
- 労働者災害補償保険法に規定する労働者災害特別介護施設
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する療養介護を行う病院